

2020年度・2021年度
地層処分事業に係る社会的側面に関する研究支援事業Ⅱ
運営委員会 運営規程

1. 目的

本委員会は、原子力発電環境整備機構が行う地層処分に係る社会的側面に関する研究支援事業において、地層処分に係る社会的側面に関する研究グループ・研究計画を採択するとともに、研究分野及び課題の設定や、その他の調査研究の事項についての審議・確認を行うことにより、調査研究支援の円滑な推進に資することを目的とする。

2. 役割

- (1) 研究分野及び研究課題の設定等に関して審議すること。
- (2) 研究グループ、研究計画の採択を行うこと。
- (3) 研究費の配分を審議すること。
- (4) 調査研究の適正な運営を確認すること。
- (5) 調査研究支援の企画運営等の機能に関して確認すること。

3. 組織

- (1) 本委員会の委員は地層処分に係る観点及び社会科学的観点に精通した学識経験者5名程度をもって構成する。
- (2) 本委員会に委員長を1名置く。委員長の選任は、互選とした上で、地層処分に関して推進を是とする組織の要職経験者でないかどうかを確認し、もし該当する場合は当該者を除外して再度互選するものとする。また、委員長は委員会の議事運営に当たる。委員長が本委員会へ出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 委員の任期は2022年3月7日までとする。
- (4) 本委員会の委員は、本事業の調査研究の構成員となることができない。
- (5) 本委員会の委員が評価及び採択の対象となる調査研究の研究代表者及び分担研究者（以下、被評価者という。）に対して以下の利害関係または以下と同等の利害関係を有する場合は、当該調査研究に対する評価及び採択を棄権する。
 - ①委員と被評価者が直属の上司部下の関係
 - ②委員と被評価者が親族関係（社会通念上の親戚づきあいがある場合）

4. 委員会の運営

- (1) 委員会は必要に応じて委員長が召集し、構成する委員の過半数の出席をもって定足数とする。
- (2) 委員会の提言等は委員長がとりまとめる。
- (3) 委員会は非公開とする。但し、資料は開示の請求に応じて公開する場合がある。
- (4) 委員長は、適切な期間内での日程調整がつかない場合などやむをえない事情があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

5. 委員会の庶務

本委員会の庶務は、原子力発電環境整備機構の指定する者が実施する。

附 則

本要領は2020年2月17日から施行し、2022年3月7日まで適用する。

2020年2月17日 制定